

住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書 記載要領

一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事の完了した年の翌年度分に限り、固定資産税額（一戸あたり100㎡相当分まで）が3分の1減額されます。
※新築住宅に対する減額措置及び住宅耐震改修に伴う減額措置との同時適用はできません。

1 減額の対象となる住宅の要件

- 新築から10年以上経過した住宅(居住用部分が建物全体の2分の1以上あること。賃貸住宅を除く)
- 平成19年4月1日から令和6年3月31日までの間に、補助金等を除く自己負担額が50万円超のバリアフリー改修工事が行われたもの
※高齢者・障害者住宅改造費助成金や介護保険の給付を受けている場合は、その金額を改修工事費から控除して自己負担額を算定します。
- 改修後の住宅の床面積が50㎡以上、280㎡以下であること
- 「一定のバリアフリー改修工事」とは、下記のとおりです。
 - (1) 廊下の拡幅
 - (2) 階段の勾配の緩和
 - (3) 浴室の改良
 - (4) 便所の改良
 - (5) 手すりの取付け
 - (6) 床の段差の解消
 - (7) 引き戸への取替え
 - (8) 床表面の滑り止め化
- 下記に示すいずれかの方が居住する既存の住宅
 - (1) 65歳以上の方
 - (2) 介護保険の要介護認定、要支援認定を受けている方
 - (3) 障害者の方

2 申請書記載要領

- 申請者（納税義務者）の欄には、減額措置の適用を受ける家屋にかかる納税義務者の住所または所在及び氏名または名称及び電話番号、個人番号を記入し押印してください。
- 代理人の欄には、納税義務者が法人の場合は法人を代表して申告する方、その他の代理人の方はその代理人の住所、氏名及び電話番号を記入し、押印してください。なお、法人又は代理人の場合は、納税義務者からの委任状を添付してください。
- 家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・種類(用途)・構造・持家の種類・床面積・居住用床面積・建築年月日・登記年月日・改修工事完了年月日・改修工事費用をそれぞれ記入してください。
- 改修工事を必要とした方の欄には、申請要件を満たす方（改修工事完了後の1月1日において65歳以上の者、要介護又は要支援の認定を受けている者、障害者等）の氏名・該当する区分・住所をそれぞれ記入してください。

3 提出書類（改修工事後3ヶ月以内に必要書類を添付のうえ、申告書を提出してください。）

- (1) 住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- (2) 納税義務者の本人確認ができる書類（免許証、保険証、住民票等）
- (3) 領収書（改修工事費用を支払ったことが確認できるもの）
- (4) 改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの）
- (5) 改修工事箇所の写真
- (6) 本市要綱による住宅改造補助金交付及び介護保険給付金の決定（確定）通知書等の写し
- (7) 該当する区分に応じた書類 ※申請家屋に居住するが、住民登録をしていない場合は、別紙申立書が必要です。
 - 65歳以上の高齢者…………… 免許証、保険証、住民票等生年月日が確認できるもの
(住所が三田市内の方は不要)
 - 要介護及び要支援認定者…………… 介護保険の被保険者証の写し
 - 障害者…………… 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し

4 問い合わせ先

三田市経営管理部歳入推進室 税務課資産税係 TEL 079-559-5055（直通） FAX 079-563-5697